



本要望に 対応する 縮減案	—
ページ	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 保安・安全 6-3 商取引安全
	政策の達成目標	互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	上記に同じ
	政策目標の達成状況	新設要求のため未実施
有効性	要望の措置の適用見込み	互助会加入者保護機構（仮称） 互助会
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現在、年間数件程度の破綻・引受対応が行われており、今後、更に増加するおそれがある。当該機構の設立により、互助会破綻時においても他の事業者により同等の役務等を提供することが可能となり、加入者の保護が図られる。また、加入者は既に支払った金額について保護を受けられることから、安心して契約を継続することが可能となり、結果的に契約の解除に伴う資金流出による経営破綻を防止することにつながる。（加入者も所期の役務を受けられる。）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税法（別表第2、租税特別措置法施行令第39条の2第2項）、所得税法（別表第1）、消費税法（別表第3）、登録免許税（国税の税制改正要望）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、互助会加入者の権利保護のみを事業内容とする機構について、権利保護に係る事業に関する非課税措置等を講ずるものであり、必要最小限なものとなっている。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望
ページ	—